

産休・育休おまかせプランのご案内

令和7年4月1日より、育児休業法及び雇用保険法が改正され、柔軟な働き方の整備や対象者への周知・意向確認などが義務づけられることとなります。

同時に、復職後の時短勤務や出生後に申請できる給付金が新設され、利用者が拡大され、育休期間の延長の際の手続きが厳格化されます。

当事務所では現在、育児休業給付金の申請代行を致しておりますが、より充実したサービスを提供できるよう『産休・育休おまかせパック』として料金設定を致しましたのでご案内させていただきます。

さえき社会保険労務士事務所

* 給付金・助成金は男性従業員でも対象となります

スポット業務	単発でのご依頼の場合	フルサポートの場合
産休前・復職前の面談 (各1回 制度の案内と意向確認等)	30,000	150,000 育休と時短の期間延長の際は1回あたり5千円の追加料金が発生致します。
育児休業給付金(初回申請)	30,000	
育児休業給付金(2回目以降の申請) 1回の申請あたり	10,000	
育児時短就業給付金(初回申請)	30,000	
育児時短就業給付金(2回目以降の申請) 1回の申請あたり	10,000	
出生後休業支援給付金	10,000	

④ 育休給付金は1歳まで休業5回、時短2才まで6回が通常の申請回数となります。

⑤ フルサポートは1歳までの育休と時短で復職される場合に選択されますとお得になるコースです。

⑥ 顧問契約を頂いた場合はお値引きがございます。

* 育休に関する助成金申請も代行いたします。

【両立支援助成金】

R7年度の予算額より助成額

○ 出生時両立支援コース(男性育休)	1人目	20万
○ 育児休業等支援コース	育休取得時	30万
	職場復帰後	30万
○ 育休中の新規雇用(業務代替)支援コース	6ヶ月以上	67万5千
○ 柔軟な働き方選択制度等支援コース		20万
○ 介護離職防止支援コース	取得時・復帰後にそれぞれ	40万

⑦ 受給要件をすべてパスした場合の助成額となります。
ご検討の際には御見積にてご提示させていただきます